

令和5・6年度境港市建設工事等準市内業者認定申請手続きについて

境港市建設部管理課

令和5・6年度境港市建設工事及び測量等業務入札参加資格審査申請において、市外業者として申請している者（資格を有している者）のうち、「契約権限等を委任した営業所（以下「委任先営業所」という。）」を境港市内に有しており、下記の各認定要件を全て満たす場合に限り、委任先営業所の準市内業者認定を希望することができます。準市内業者認定を受けることにより、市外業者よりも指名選定や入札参加条件の面で優遇される場合があります、入札への参加機会が多くなる場合があります。

※必ずしも、市外業者よりも入札への参加機会が多くなるわけではありません。

委任先営業所の準市内業者認定を希望する者は、下記により申請書を作成のうえ提出してください。なお、「募集項目」ごとに認定要件が異なるため、注意してください。

1. 募集項目

【建設工事】

- (1) 土木一式工事（一般）
- (2) 建築一式工事（一般）
- (3) 電気工事
- (4) 管工事
- (5) 舗装工事（アスファルト） ※特殊工事

【測量等業務】

- (1) 全業務（全業種）

2. 認定要件

《1. 募集項目【建設工事】の(1)・(2)・(5)》

- ア 米子市内に本社又は本店（以下「本店等」という。）があり、平成16年4月1日以前より、引き続き境港市内に委任先営業所を有すること。
- イ 平成16年4月1日以後に本店等を境港市から米子市へ移転した場合にあっては、境港市での営業年数が15年以上あること。
- ウ 令和5・6年度境港市建設工事入札参加資格審査申請において、営業所一覧（様式第6号）に境港市内の委任先営業所を記載していること。
- エ 境港市内の委任先営業所において、建設業法施行令第3条で規定する使用人（以下「令3条使用人」という。）及び建設業法第7条第2項で規定する専任技術者（以下「専任技術者」という。）が常勤していること。なお、令3条使用人及び専任技術者は、兼務することが出来る。
- オ 境港市内の委任先営業所において、入口に委任先営業所の所在を明らかにした看板表札等及び郵便受けが設置されていること。
- カ 境港市内の委任先営業所内に固定電話（ファクシミリを含む。）、複写機や机等の備品を備え、居住部分とは明確に区分された事務室が設けられていること。

キ 境港市内の委任先営業所において、常時連絡が取れる体制となっていること。なお、やむを得ず不在とする場合は、携帯電話などで連絡が取れ、緊急の要請に対応できる体制となっていること。

ク 発注者より緊急の要請があった場合、30分以内に境港市内の指定した場所に到着できる体制となっていること。

ケ 会社全体において、境港市内に住所（住民登録）を有する者を下記の人数以上雇用（市民雇用）していること。

（ア）従業員数 ～30名 市民雇用者数3名以上

（イ）従業員数 31名～50名 市民雇用者数4名以上

（ウ）従業員数 51名～ 市民雇用者数5名以上

※従業員数及び市民雇用者数とは、社会保険及び雇用保険加入者を対象とする。

《 1. 募集項目【建設工事】の（3）・（4） 》

ア 令和5・6年度境港市建設工事入札参加資格審査申請において、営業所一覧（様式第6号）に境港市内の委任先営業所を記載していること。

イ 境港市内の委任先営業所において、建設業法施工例第3条で規定する使用人（以下「令3条使用人」という。）及び建設業法第7条第2項で規定する専任技術者（以下「専任技術者」という。）が常勤していること。なお、令3条使用人及び専任技術者は、兼務することが出来る。

ウ 境港市内の委任先営業所において、入口に委任先営業所の所在を明らかにした看板表札等及び郵便受けが設置されていること。

エ 境港市内の委任先営業所内に固定電話（ファクシミリを含む。）、複写機や机等の備品を備え、居住部分とは明確に区分された事務室が設けられていること。

オ 境港市内の委任先営業所において、常時連絡が取れる体制となっていること。なお、やむを得ず不在とする場合は、携帯電話などで連絡が取れ、緊急の要請に対応できる体制となっていること。

カ 発注者より緊急の要請があった場合、30分以内に境港市内の指定した場所に到着できる体制となっていること。

キ 会社全体において、境港市内に住所（住民登録）を有する者を下記の人数以上雇用（市民雇用）していること。

（ア）従業員数 ～30名 市民雇用者数3名以上

（イ）従業員数 31名～50名 市民雇用者数4名以上

（ウ）従業員数 51名～ 市民雇用者数5名以上

※従業員数及び市民雇用者数とは、社会保険及び雇用保険加入者を対象とする。

《 1. 募集項目【測量等業務】の（1） 》

ア 令和5・6年度境港市測量等業務入札参加資格審査申請において、登録営業所一覧表（様式第3号）に境港市内の委任先営業所を記載していること。

イ 境港市内の委任先営業所において、入口に委任先営業所の所在を明らかにした看板表札等及び郵便受けが設置されていること。

ウ 境港市内の委任先営業所内に固定電話（ファクシミリを含む。）、複写機や机等の備品を備え、居住部分とは明確に区分された事務室が設けられていること。

エ フロア内で2社以上の会社が同居する場合は、パーティション等でそれぞれの会社が区切られていること。なお、その際はパーティション等に委任先営業所である旨を表示すること。

オ 境港市内の委任先営業所において、連絡が取れる体制となっていること。なお、やむを得ず不在とする場合は、携帯電話などで連絡が取れ、緊急の要請に対応できる体制となっていること。

カ 発注者より緊急の要請があった場合、30分以内に境港市内の指定した場所に到着できる体制となっていること。

キ 会社全体において、境港市内に住所（住民登録）を有する者を1名以上雇用（市民雇用）していること。

※市民雇用者数とは、社会保険及び雇用保険加入者を対象とする。

ク 測量業務については、直近の「測量法第55条8の規定に基づく書類」に境港市内の委任先営業所が記載されており、当該委任先営業所に1名以上の測量士が配置されていること。

※ただし、今回の募集に関しては、「測量法第55条8の規定に基づく書類」に境港市内の委任先営業所が記載されていない場合であっても、国へ変更申請中（委任先営業所の登録申請中）であることがわかる書類の提出があれば、要件クを満たすものとします。

3. 申請書等の入手及び提出方法

申請書等は、本書を掲載している境港市ホームページ記事よりダウンロードすること。

提出は、電子申請によるものとし、難しい場合は、持参もしくは郵送により行うものとする。

電子申請は、同記事に掲載してある URL より、「とっとり電子申請サービス」にアクセスし、「必須事項」を入力の上、提出書類を添付し申請すること。

4. 提出書類

● 1. 募集項目【建設工事】の(1)～(5)

- 1 a 令和5・6年度境港市準市内業者認定申請書（新規・変更）（様式第1号）
- 2 b 市民雇用者名簿兼照会同意書（様式第2号）
- 3 c 雇用保険適用事業所別被保険者台帳の写し
- 3 d 委任先営業所状況写真（様式第3号）
- 4 e 委任先営業所の賃貸借契約書の写し※
- 5 f 委任先営業所の賃貸借契約書の写しを添付できない理由書※

（注）※印のついている書類は提出不要の申請者もあるので注意すること。

● 1. 募集項目【測量等業務】の(1)

- 1 a 令和5・6年度境港市準市内業者認定申請書（新規・変更）（様式第1号）
- 2 b 市民雇用者名簿兼照会同意書（様式第2号）
- 3 c 雇用保険適用事業所別被保険者台帳の写し
- 4 d 委任先営業所状況写真（様式第3号）
- 5 e 委任先営業所の賃貸借契約書の写し※
- 6 f 委任先営業所の賃貸借契約書の写しを添付できない理由書※

- 7 g 測量業務を希望する者にあつては、直近の「測量法第55条8の規定に基づく書類」の写し※

(注) ※印のついている書類は提出不要の申請者もあるので注意すること。

5. 記入方法

各様式への記入に当たっては、次により明瞭に記載すること。

- a 令和5・6年度境港市準市内業者認定申請書（新規・変更）（様式第1号）

(a) 「年月日」は申請書提出の日付を記入すること。

(b) 「住所」は登記上の住所ではなく、実際の住所（アパート名や部屋番号を含む）を記載すること。

(c) いずれか該当する□に「レ」を記入すること。

- b 市民雇用者名簿兼照会同意書（様式第2号）

申請日時点で該当する従業員を記載すること。なお、記載内容に変更が生じた場合は、記載内容を変更したものを速やかに提出すること。

- c 雇用保険適用事業所別被保険者台帳の写し

市民雇用者名簿兼照会同意書（様式第2号）に記載した従業員について提出すること。なお、台帳の写しは令和5年2月10日（金）以降に取得したものに限る。

(注) 本台帳は、管轄区域の公共職業安定所にて交付を受けることができます。「鳥取県ふるさとハローワーク境港」では、火曜日及び金曜日（10:00～15:00）のみ、「ハローワーク米子」では、月曜日～金曜日（8:30～17:15）に交付を受けることができます。郵便請求も可能です。詳しくはお近くの公共職業安定所にご確認ください。

「鳥取県ふるさとハローワーク境港」（0859-44-1733）

「ハローワーク米子」（0859-33-3911）

- d 委任先営業所状況写真（様式第3号）

写真は、令和5年2月10日（金）以降に撮影した日付入りのカラー写真とすること。なお、職員の集合写真は必要としない。

- e 委任先営業所の賃貸借契約書の写し

貸主、借主及び建物の所在地等の各種情報が記載されたものであること。

- f 委任先営業所の賃貸借契約書の写しを添付できない理由書

「e 委任先営業所の賃貸借契約書の写し」が本社所有等の理由により提出できない場合、任意様式で提出すること。

6. 受付期間

随時。

ただし、令和5年4月1日からの認定を希望する場合は、令和5年3月15日（水）まで

7. 準市内業者認定の有効期間

準市内業者認定を受けた日（令和5年4月1日以降を予定）から令和7年3月31日まで

8. 問い合わせ先

境港市建設部管理課管理係

〒684-8501 境港市上道町3000番地（別館3階）

電話：0859-47-1073

ファクシミリ：0859-44-3094

メールアドレス：kanri-nyusatsu@city.sakaiminato.lg.jp

※問い合わせは、ファクシミリ又はメールにてお願いします。問い合わせの内容について不明な点がある場合は、担当者から連絡させていただきます。

なお、問い合わせの際は件名を「入札参加資格審査申請に関する質問」とし、次の事項を必ず記載してください。

1. 会社名
2. 担当者名（所属部署、氏名）
3. 連絡先（電話番号、ファクシミリ番号、メールアドレス）
4. 質問事項

8. その他

- (1) 持参により提出する場合、市の受付印が必要な場合は、返却用の申請書を1部（写し可）提出してください。
- (2) 申請書の提出は新型コロナウイルス感染症対策の観点から、なるべく電子申請により行ってください。郵送により提出する場合は原則として書留等、記録が残る方法によることとし、レターパック（ライト、プラス）の使用も可とします。
- (3) 報告内容に変更が生じた場合は、その変更事由の生じた日から1か月以内に様式第1号と必要書類を提出してください。
- (4) 報告内容に基づき、営業所実態調査を適宜行います。なお、調査の結果、本申請書等への記載内容が事実と異なっている又は虚偽の申請等不正な行為をしていると判断した場合は、改善に向けた指導・勧告、準市内業者認定の不認定又は取り消し、境港市建設工事等入札参加資格者資格停止要綱に基づく資格停止・入札参加資格の取り消し等の処分を行います。
- (5) 報告内容等に疑義が生じた場合には、委任先営業所に関する公共料金等の領収書を提出していただく場合があります。なお、営業時間中であるにも関わらず、「訪問しても常時不在である」、「電話（ファクシミリを含む）が本社に転送されることが度重なる」等の場合には、「社会通念上、境港市準市内業者認定申請における認定要件を満たす委任先営業所であると認められない」と判断します。